

姫路赤十字病院 随意契約締結状況(令和4年度第2四半期分)

	物品等又は役務の名称及び数量	随意契約 担当部課の名称 及び所在地	随意契約を 締結した日	随意契約の相手方の 氏名及び住所	随意契約に係る 契約金額	随意契約によることとした理由	その他必要な 事項(備考)
1	中央監視装置更新工事	姫路赤十字病院 施設課 姫路市下手野1丁目12番 1号	令和4年1月4日	パナソニックLSエンジニア リング株式会社近畿支店 大阪市中央区城見2丁目1 番61号	¥31,790,000	本工事は、既存メーカーの中央監視装置更新という特別の目的があり、当該設備の工事・保守は契約業者以外では行うことができないことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
2	空調自動制御装置更新工事	姫路赤十字病院 施設課 姫路市下手野1丁目12番 1号	令和4年1月4日	ジョンソンコントロールズ株 式会社 大阪市阿倍野区阿倍野筋 1-1-43	¥15,400,000	契約業者は当該装置の製造業者であり、有利な価格を持って契約できることから、競争に付することが不利と認められるときに該当するため(日本赤十字社会計規則第34条第4項)	
3	循環器動画管理システム	姫路赤十字病院 情報管理課 姫路市下手野1丁目12番 1号	令和4年8月31日	ニプロ株式会社 名古屋市中区栄四丁目5 番3号KDX名古屋栄ビル5 階	¥25,586,000	システムの特性上、受託者の選定に当たってはシステムの機能面、業務の履行能力等を評価し、最も適した者を選定できる指名型プロポーザル方式を採用したことから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則施行細則第36条第4項)	
4	無影灯 IXM クローバーシリーズ 2式	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番 1号	令和4年7月4日	株式会社MMコーポレー ション 兵庫県西宮市山口町阪神 流通センター1-24	¥1,390,400	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(2))	
5	手術室用Claioキャブチャセット 9式	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番 1号	令和4年7月4日	テック情報株式会社 徳島県板野郡板野町犬伏 字東谷6番地33	¥6,270,000	本件の契約業者は当機器の販売代理業者であるため、納入・設置から無償保守期間中の修理状況まで一連の事柄を熟知しており、当該装置に対する一元的な保守管理が可能な唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

6	エアウェイマネジメントモバイルスコープ MAF-DM2 1台	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番 1号	令和4年7月19日	宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8	¥1,375,000	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(2))	
7	薬剤部門システム 調剤機器 1式	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番 1号	令和4年8月2日	株式会社MMコーポレーション 兵庫県西宮市山口町阪神 流通センター1-24	¥3,872,000	電子カルテ更新に伴う薬剤システムの更新により、調剤機器についても更新する必要がある。契約業者は当該機器を販売できる唯一の業者であり、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
8	フローサイトメーター 1式	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番 1号	令和4年8月2日	広瀬化学薬品株式会社 神戸市中央区港島中町2- 2-2	¥23,441,770	当該機器は造血幹細胞移植施設として診療に不可欠な機器であるが、契約業者は当該機器を用いた造血幹細胞移植医療に必要な知識やノウハウを有する唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
9	超音波デブリードマン装置 ウルトラキュレット 1式	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番 1号	令和4年9月9日	宮野医療器株式会社 神戸市中央区楠町5-4-8	¥1,595,000	予定価格が160万円を超えない財産の買入れであるため(日本赤十字社会計規則施行細則第35条(2))	
10	校正用線源一式 Ge-68 sources-Biograph Vision	姫路赤十字病院 用度課 姫路市下手野1丁目12番 1号	令和4年9月12日	公益社団法人日本アイソ トープ協会 東京都文京区本駒込二丁 目28番45号	¥3,510,100	契約業者は、当該放射線源を販売できる唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	
11	上水揚水ポンプ更新作業	姫路赤十字病院 施設課 姫路市下手野1丁目12番 1号	令和4年9月12日	日本空調サービス株式会 社 大阪府箕面市船場東2丁 目4-56	¥7,370,000	契約業者は当該設備の保守管理業者であり、適切に工事を行うために必要な人員・知識・技術を有している唯一の業者であることから、契約の性質又は目的が競争を許さない場合に該当するため(日本赤十字社会計規則第36条第4項)	

12	病棟サテライト薬局(4~8F)における電子錠設置工事	姫路赤十字病院 施設課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年8月17日	美和ロック株式会社 大阪府中央区平野町1丁目4番5号	¥2,145,000	予定価格が250万円を超えない工事であるため (日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	
13	熱源機械室熱交換器整備	姫路赤十字病院 施設課 姫路市下手野1丁目12番1号	令和4年8月17日	日本空調サービス株式会社 大阪府箕面市船場東2丁目4-56	¥1,232,000	予定価格が250万円を超えない工事であるため (日本赤十字社会計規則施行細則第35条(1))	